

市町村環境担当課長 様

循環型社会推進室産業廃棄物指導課長

産業廃棄物・PCB 廃棄物の適正処理等に関する説明会（市町村向け）の開催について（通知）

日頃から、本府産業廃棄物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、委託基準の遵守（許可業者への委託、委託契約書の締結等）や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等、排出者の責任において適正に管理されなければなりません。

また、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正事案が発生していることから、平成29年6月に同法が一部改正され、マニフェスト記載内容の信頼性を担保するための罰則の強化、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者により電子マニフェストの使用を義務付ける等の規制強化が行われています。このように、排出事業者による産業廃棄物の適正管理はますます重要になっています。

つきましては、大阪府内市町村の職員を対象とした標記説明会を、下記のとおり開催しますので、参加を希望される方は、下記の申込方法によりお申し込みいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、PCBを含む機器を保管または産業廃棄物を排出する業務（上下水道、道路、営繕、庁舎管理、教育、給食等）を所管する部局にご周知いただくために、各市町村の契約検査担当課長あてにも開催案内を送付していることを申し添えます。

記

1 日 時 令和元年5月31日（金） 午後1時30分～午後5時15分

2 場 所 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階 咲洲ホール
（大阪市住之江区南港北1-14-16）

3 内 容

第1部 午後1時30分～午後3時30分（受付開始 午後1時）

- （1） 産業廃棄物の適正処理について
- （2） 電子マニフェストのしくみと運用
- （3） フロン排出抑制法について

第2部 午後3時45分～午後5時15分（受付開始 午後3時30分）

- （4） PCB廃棄物の処分に係る実務の概要について
- （5） PCB使用照明器具の判別方法について

4 対 象 政令市・中核市を除く府城市町村の職員
（産業廃棄物を排出する業務を担当する職員、環境部局の職員など）

5 定 員 150名 （定員に達し次第、締め切ります。）

6 申込期間 令和元年5月1日（水）～5月27日（月）

7 申込方法 ホームページにリンクされているインターネット申込みにアクセスし、必要事

項を入力の上、お申し込みください。

⇒http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/report/setumeikai_mosikomi.html

(当日返信されるメールを印刷し当日、受付に提出してください。)

8 その他

- ・第1部のみ、第2部のみのお出席も可能です。

● 会場案内図



■所在地

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

■交通アクセス

- ・地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600メートル
- ・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結（約100メートル）

(問合せ先)

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 排出者指導グループ
担当：田中、三木、山口
TEL：(06)6210-9570 FAX：(06)6210-9561
Mail: TanakaE93@mbox.pref.osaka.lg.jp